

前田尚一法律事務所

企業・法人の法律相談のご案内

代表弁護士 前田 尚一
(札幌弁護士会所属 登録番号：21066)

〒060-0061

札幌市中央区南1条西11丁目1
コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 (代)



前田尚一法律事務所 企業法務特化サイト

<https://komon-center.com/>

前田尚一法律事務所

企業・法人の法律相談のご案内

私は、依頼者にとっての「勝ち」が何なのかにこだわります。実は、勝ち負けの理解は、すべての人にとって同じではありません。経営者のキャラクター・パーソナリティーは様々です。依頼者と弁護士はこのことを突き詰めなければなりません。経営者が徹底して闘うと決断したのに、弁護士が「和を以て貴しとなす」という信条で、「無難にまとめよう」とするのは、相手に押されてしまい、劣勢に立たされることがあります。

これまでさまざまな訴訟に取り組みながら、顧問弁護士としては常時30社以上の企業を直接に担当し、30年を超える弁護士経験と実績を積んできました。

この経験と実績に裏付けられた強みを活かし、依頼先企業の実態や実情に加え、企業独自の志向、そして経営者のキャラクターやパーソナリティーも踏まえた紛争の予防と解決に取り組んでいます。

代表弁護士 前田尚一

企業の法律問題の支援（相談、解決・予防）は 経験豊富な弁護士にお任せください。

経営者の皆様へ

当事務所は、特に中小企業を対象に、企業経営において起こる労務問題・労使問題、売掛金等の債権回収、契約書の作成・チェック・管理、クレーム処理など、企業経営に関する法律問題（「企業法務」）の解決・予防をサポートしています。そして、中長期に及んで、深掘りした支援をするため、企業等々の「顧問弁護士」として、適時、臨機応変な対処をしています。

これまで、不動産業、建設業、運送業、製造業、金融業、保険業、介護事業、宿泊・飲食サービス業、IT企業、芸能事務所、学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人など様々な業種の企業・法人・個人事業主に対して、総合的な法務サービスを提供してきました。

すでに顧問弁護士がおられる企業に対するセカンドオピニオン（セカンド顧問）も承っています。

“顧問弁護士”活用のおススメ

経営者は、万全を目差した解決方法・予防方法を見つけるために、まずは、弁護士からの説明を通じて**自分の立場を客観的かつ具体的に把握**することが重要です。

特に中小企業の場合、この解決・予防方法は、**経営者個人のキャラクター・パーソナリティー**によっても大きく異なり、弁護士との十分なコミュニケーションが不可欠です。

そして、**法律問題かどうかははっきりとしない出来事**が多いのが実際。経営者は、日頃、ふと何か思い浮かんだとき、すぐに弁護士と連絡を取り合いながら、ブレイクスルーを繰り返すことができる関係にあると安全かつ強靱。経営者は、**安心して経営に専念**できます。

当事務所は、**依頼者と弁護士との「相性」**が重要なポイントと考え、前田代表が直接担当して、充実した中長期的なお付き合いしていくことを心掛けています。

この点に鑑み、すでに顧問弁護士がいらっしゃる企業に対する**セカンドオピニオン**（セカンド顧問）も承っています。

<前田尚一法律事務所の顧問契約の6つの効用>

- ①豊富な訴訟、紛争の経験・実績に裏付けられた対応
- ②前田代表が直接担当
- ③経営課題を踏まえ、個別の状況を深掘りしての対応が可能
- ④チャット、Zoomなどコミュニケーションツールが柔軟
- ⑤企業の規模・実情に応じ3万円から顧問契約が可能
- ⑥顧問弁護士の外部表示（名刺、HP等への記載）が可能

“創業”して間もない経営者らのサポートにも対応

“創業”して間もなくとも弁護士の活用が有益なのは、大がかりに知的財産を活用したり、M&Aを実施するとか、数年中にIPO（株式公開）を目差している経営者らばかりではありません。

契約書のチェック・作成、クレーム・ネット誹謗中傷対応、債権・売掛金回収、人事・労務・問題社員対策などが、日々の業務に絡まって発生してきます。当事務所は、「トラブル」・「紛争」に時間と労力を奪われることなく、経営に専念できるようサポートします。

創業、起業された方や新規事業を手掛ける方は、お気軽にご相談ください。

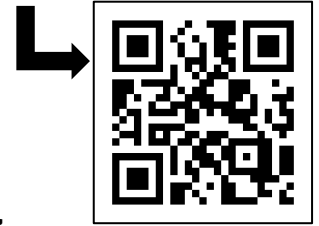
弁護士紹介



代表弁護士 前田 尚一

北海道岩見沢市に生まれる
札幌市立新琴似北中学校 卒業
北海道札幌北高等学校 卒業
北海道大学(北大)法学部 卒業
平成元年：弁護士登録
平成5年：前田尚一法律事務所 開設

弁護士前田尚一の
公式サイトはこちら。



- ・札幌鉄道病院 倫理委員会・臨床研究審査委員会各委員
- ・北海道大学法科大学院（ロースクール）元・実務家教員
- ・財団法人北海道暴力追放センター 元・暴力相談委員

弁護士前田尚一の解決実績を数例

※マスコミ報道、判例誌掲載された実例のうちの一部を掲載

ケース	内容
会社の支配権の確保	家業を法人化した際、先代が株式払込金を全額支出した場合において、長男・長女を実質的株主として株式を取得させるため、その株式払込義務を代わって履行したものであるとして、長男・長女の株主権を認めた事例
強制管理申立ての方法で、貸金を回収した事例	月額合計約1000万円の多数のテナント賃料をめくり、当時ほとんど利用されていなかった「強制管理申立て」の方法を活用し、ビルの各テナントの毎月の賃料を丸ごと裁判所の管理に置いた上、ビルを占有していた不動産業者らと攻防し、貸金を回収を図った事例
名誉毀損	札幌市議がパチンコ店の出店工作をした旨の新聞記事について、名誉毀損による損害賠償として200万円（当時の相場は100万円）を認容した事例
業界再編成・合併	石油・ガソリン小売の価格競争を背景とした業界再編において、合併に関連する法務問題に対処した事案
商品取引業者（被告）を代理した商品取引訴訟	外務員らの商品先物取引の勧誘に適合性原則の違反があったとして商品取引業者の不法行為責任を認めたが、取引をした者にも落ち度を認め、5割の過失相殺を認めた事例
土地区画整理組合の事例	仮換地指定がなされた従前地について、施行者の管理権に基づく妨害排除請求を認めた事例
建設会社（被告）を代理した官製談合訴訟	依頼者の担当者が作成した独自の資料を活用しと弁護士の構成した法律論を展開して主張・立証したところ、同種事案では、損害額の算定が請負契約金額の10%が基準とされるのが一般であるにもかかわらず、裁判所の「総合的に考慮して5%が相当」との判断を得た事例